

2025 農 第 421 号
2025 年 10 月 21 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

須坂市長 三木正夫

市町村名 (市町村コード)	須坂市 (20207)
地域名 (地域内農業集落名)	井上地区 (井上(大字井上、大字福島、大字九反田、大字中島、大字幸高、大字米持))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高齢化が進み、農家人口が減少している。田畠が広がっており、果樹や水稻、野菜の生産が行われているが、保全管理を行っている農地も多い。遊休農地が拡大しており、遊休農地が有害鳥獣の住処となっており、農作物への被害が出ている。
須坂長野東インターチェンジ周辺の開発による周辺環境の変化、台風や水害の影響による生産意欲の低下等により、離農や担い手不足が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き果樹と水稻を中心に栽培を行っていくが、気候変動や水害の影響を受けにくい品目の栽培を検討していく。
農地の集約化を進めつつ、暗渠排水の整備等を行い、新たな担い手を積極的に受け入れていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	184.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	184.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

当面は、現在の耕作者が営農又は保全管理を継続するが、現在の耕作者が規模縮小や離農を検討する際、近隣の担い手や新規就農者への集積を推進するものとする。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

新規就農者や新たな担い手に対して、農地中間管理機構の活用を推進していく、集約化を進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備については今後検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域農業の担い手となる地域外からの新規就農者や定年帰農者の確保を目指し、須坂市及びJA等と連携し、農業体験や相談体制、情報収集と発信に努め、新たな担い手が早期に安定経営できるよう切れ目なく支援に取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業委託に関する取組については、今後地域において検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣の被害を軽減するため、須坂市やJAと連携し、有害鳥獣が住み着く農地等の情報共有や必要に応じて有害鳥獣の捕獲を行うなど、農作物や人的被害発生の防止に取り組む。

⑦多面的機能支払いの対象エリアについては、地域が主体となり、農業生産活動、多面的機能を増進する活動を行い、農地を適切に保全・管理する。

⑩冬期間に収入が得られる品目の栽培を検討していく。